

## 都市計画制度小委員会のこれまでの検討と今後の進め方（案）

### I. これまでの検討

#### 1. 経緯

- ・ 今後の都市政策の方向の実現に向けて、都市計画制度について総点検を行い、制度見直しについて専門的検討（平成 21 年 7 月 30 日（第 1 回）～過去 14 回）を進めてきた。
- ・ 第 11 回小委員会（平成 23 年 2 月 17 日）においては、第 1 回小委員会からの議論を整理し、今後の対応の方向性を確認し、都市計画・歴史的風土分科会及び都市計画部会に報告したところである（「都市計画制度小委員会のこれまでの審議経過について（報告）」）。

#### 2. 都市計画運用指針の改正による対応

- ・ 第 1 次地域主権改革一括法及び第 2 次地域主権改革一括法の制定・施行に伴い、平成 23 年 7 月 14 日及び 11 月 30 日には都市計画運用指針の一部改正を行った。
- ・ 平成 23 年 11 月 30 日の都市計画運用指針の一部改正においては、地域主権改革関係の改正とあわせて、都市計画の定期的見直し、基礎調査、都市計画区域マスタープランの広域的策定等について、都市計画制度小委員会における議論を踏まえた改正を行った。

#### 3. 東日本大震災への対応

- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発災を受け、第 12 回～第 14 回小委員会においては復興まちづくりの考え方、進め方等を議題とした。その後、復興まちづくりについては、土地利用再編の特例等を定める東日本大震災復興特別区域法が成立・施行された。

### II. 今後の進め方

#### 1. 都市の低炭素化の促進

- ・ 国土交通省の基本方針（平成 23 年 11 月 15 日記者発表。参考資料 2 - 5）においては、持続可能な社会の実現のために講ずる政策の展開の方向性として、「低炭素・循環型システムの構築」及び「地域の集約化」が位置づけられている。

- ・都市の低炭素化を促進するための措置を早期に講じ、都市機能の集約を図るに当たり、当該措置はこれまでの審議を具体化するものでもあることから、まずは都市の低炭素化の促進のための制度の構築についての検討を行う。

## 2. 論点の整理

- ・次に、これまでの審議内容のうち、地域主権改革、その他都市計画運用指針の改正等により対応したものと、都市の低炭素化の促進のための制度において対応するもの、未だ十分な対応がなされていないものとを分類し、審議の論点を整理する（資料4）。